

本官は、更に、この書簡及び前記の了解をコンゴ民主共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日付に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二十一年六月二十四日にキンシャサで

在コンゴ民主共和国
日本国臨時代理大使 藤田和彦

コンゴ民主共和国
財務大臣 ボニヨ・マボン・マタタ閣下

(訳文)
書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)
本大臣は、更に、前記の了解をコンゴ民主共和国政府に代わって確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日付に効力を生ずるものとするに同意する光栄を有します。

○外務省告示第二百四十号
次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十三年六月二十七日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかつたので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十三年七月八日

外務大臣 松本 剛明

○財務省告示第二百四十四号
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十四条第一項の規定に基づき相当な損害を受けた地域を指定する件(平成二十三年四月財務省告示第百四十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月八日

財務大臣 野田 佳彦

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二十一年六月二十四日にキンシャサで

コンゴ民主共和国
財務大臣 ボニヨ・マボン・マタタ

在コンゴ民主共和国
日本国臨時代理大使 藤田和彦

○外務省告示第二百三十九号
平成二十三年六月二十七日にバンギで、中央アフリカ共和国における北部及び南東部における社会生活基盤の再構築計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 北部及び南東部における社会生活基盤の再構築計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 九億九千八百万円

3 署名者

日 本 側 山本啓司在中央アフリカ大使
タニヤ・チャビイサット
在中央アフリカ事務所代表

平成二十三年七月八日

外務大臣 松本 剛明

○農林水産省告示第千二百九十六号
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第百七十三号)別表二の付表第六の規定に基づき、平成二十三年三月二十日農林水産省告示第百三十八号(イスラエル産シャムテ種及びバレンシア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ並びにレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

○農林水産省告示第千二百九十七号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第百四十八号(瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

○農林水産省告示第千二百九十八号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第百四十九号(瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

○農林水産省告示第千二百九十九号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第百五十号(瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

○農林水産省告示第千三百号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第百五十一号(瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

○農林水産省告示第千三百零一号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第百五十二号(瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

○農林水産省告示第千三百零二号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第百五十三号(瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

○農林水産省告示第千三百零三号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第百五十四号(瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

○農林水産省告示第千三百零四号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第百五十五号(瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

○農林水産省告示第千三百零五号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第百五十六号(瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

○農林水産省告示第千三百零六号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第百五十七号(瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

○農林水産省告示第千三百零七号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第百五十八号(瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

○農林水産省告示第千三百零八号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第百五十九号(瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

○農林水産省告示第千三百零九号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第百六十号(瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

○農林水産省告示第千三百一十号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第百六十一号(瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

○農林水産省告示第千三百一十一号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第百六十二号(瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

○農林水産省告示第千三百一十二号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第百六十三号(瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

○農林水産省告示第千三百一十三号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第百六十四号(瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

実施講座及び関係告示	実施者の名称	事務所の所在地	変更の時期
きもの通信講座一般コース (昭和三十九年文部省告示第三号) きもの通信講座上級コース (昭和四十六年文部省告示第百十九号)	学校法人大塚学院	(新所在地) 東京都新宿区西早稲田二丁目一番二十七号 (旧所在地) 東京都新宿区須賀町十番地	平成二十三年四月一日
○農林水産省告示第千二百九十六号 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第百七十三号)別表二の付表第六の規定に基づき、平成二十三年三月二十日農林水産省告示第百三十八号(イスラエル産シャムテ種及びバレンシア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ並びにレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。	農林水産大臣 鹿野 道彦	表福島の項を次のように改める。 福島 二〇 (六) 表石川の項を次のように改める。 石川 一八三 (一七) 表合計の項を次のように改める。 合計 八、五一七 (七二七)	
○農林水産省告示第千二百九十七号 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第百四十八号(瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)の一部を次のように改正する。	農林水産大臣 鹿野 道彦	表福島の項を次のように改める。 福島 二〇 (六) 表石川の項を次のように改める。 石川 一八三 (一七) 表合計の項を次のように改める。 合計 八、五一七 (七二七)	
○農林水産省告示第千二百九十八号 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第百四十九号(瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)の一部を次のように改正する。	農林水産大臣 鹿野 道彦	表福島の項を次のように改める。 福島 二〇 (六) 表石川の項を次のように改める。 石川 一八三 (一七) 表合計の項を次のように改める。 合計 八、五一七 (七二七)	
○農林水産省告示第千二百九十九号 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第百五十号(瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)の一部を次のように改正する。	農林水産大臣 鹿野 道彦	表福島の項を次のように改める。 福島 二〇 (六) 表石川の項を次のように改める。 石川 一八三 (一七) 表合計の項を次のように改める。 合計 八、五一七 (七二七)	
○農林水産省告示第千三百号 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第百五十一号(瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)の一部を次のように改正する。	農林水産大臣 鹿野 道彦	表福島の項を次のように改める。 福島 二〇 (六) 表石川の項を次のように改める。 石川 一八三 (一七) 表合計の項を次のように改める。 合計 八、五一七 (七二七)	
○農林水産省告示第千三百零一号 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第百五十二号(瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)の一部を次のように改正する。	農林水産大臣 鹿野 道彦	表福島の項を次のように改める。 福島 二〇 (六) 表石川の項を次のように改める。 石川 一八三 (一七) 表合計の項を次のように改める。 合計 八、五一七 (七二七)	
○農林水産省告示第千三百零二号 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第百五十三号(瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)の一部を次のように改正する。	農林水産大臣 鹿野 道彦	表福島の項を次のように改める。 福島 二〇 (六) 表石川の項を次のように改める。 石川 一八三 (一七) 表合計の項を次のように改める。 合計 八、五一七 (七二七)	
○農林水産省告示第千三百零三号 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第百五十四号(瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件)の一部を次のように改正する。	農林水産大臣 鹿野 道彦	表福島の項を次のように改める。 福島 二〇 (六) 表石川の項を次のように改める。 石川 一八三 (一七) 表合計の項を次のように改める。 合計 八、五一七 (七二七)	

埼玉 県 加須市(旧大利根町の区域に限る。)